平成２１年（フ）第４０８号
秋田市川尻新川町６番15号
破産者　株式会社石黒工務店
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６号
福島県いわき市中部工業団地６番地の14
破産者　有限会社佐藤機械設計事務所
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７９３号
神奈川県大和市代官１丁目23番地15
破産者　株式会社サンラゲッジ
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９１号
愛知県知立市牛田町東向山58番地５
破産者　山加工業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第１１７号
愛知県新城市稲木869番地の36
破産者　有限会社彦坂建築
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第６９号
徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川320番地
破産者　株式会社谷上建設
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５５６号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目23番12号
破産者　黒岩　健一
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９６３号
福岡市中央区今川２丁目７番９号
破産者　諸石　洋一
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２９号
福岡市中央区今川２丁目７番52―405号
破産者　焼肉ばってんこと　松尾いずみ
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４３４号
福岡市博多区吉塚７丁目２番80―312号
破産者　川田　貴浩
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字館ノ内14番地シャトー化粧坂705
破産者　室井　隆一
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３２７７号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目30番14号
破産者　上原　　良
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１０号
横浜市南区別所５丁目10番15号、開始決定時の住所横浜市磯子区杉田坪呑３番１―203号
破産者　武田佳一郎
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７２号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番６―102号
破産者　淺野　浩之
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９６８号
横浜市西区伊勢町１丁目11番地１　ウエストコート101号、開始決定時の住所横浜市西区西戸部町２丁目128番地
破産者　佐々木吉之
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１３８号
横浜市都筑区川和町650番地　ホープ都筑322号
破産者　吉川　元造
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５号
富山市二俣新町187番地、手続開始時の住所富山市上布目108番地
破産者　荒川　伸二
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２号
東京都府中市栄町２丁目21番地の１　ビルディング栄301、前住所長野県岡谷市湊５丁目18番18号
破産者　上原　　新
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部